

令和6年度
アートプロジェクト支援事業助成金
募集要項



Fukui Art Project

【申請書類の提出期間】

令和6年3月12日（火）～令和6年3月29日（金）（17時締切）

1 助成金の趣旨

アートプロジェクト支援事業助成金は、本県の地域文化の発信や新たな地域文化の創造、地域課題の解決に寄与することを目的に、県内各地で文化芸術を活用した地域活性化に取り組む事業を支援するものです。

2 対象者

福井県内に主たる活動拠点を置く団体（法人格の有無、種別は問いません）

※市町は対象となりません。ただし、民間団体を主体とする実行委員会に市町が参加することは可能です。

※次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団（福井県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）
- ・団体を構成する者に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第2条第3号）に該当する者がいるもの

3 対象となる事業

地域の歴史、伝統芸能、美術、音楽など地域の文化資源を積極的に活用して実施する地域の魅力向上および地域課題解決に寄与する事業で、以下の要件を満たす事業。

- ・地域住民、団体等との協働の事業であること
- ・地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取り組みであること
- ・将来ビジョンが明確であり、次年度以降も継続的に取り組む内容であること

【対象となる事業例】

- ・地域住民や団体、企業等を巻き込み、地域の課題解決を目指す取り組み
- ・まちづくり・観光・国際交流・福祉・教育・産業など様々な分野と文化芸術が協働して、地域の課題解決を目指す取り組み
- ・文化芸術による新たな発想で地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取り組み
- ・次世代を担う子供たちが文化芸術を体験し、地域における学びの機会を創出する取り組み
- ・文化芸術を活用して地域活性化を目指す新たな取り組み
- ・協働する分野等への波及効果が期待される取り組み
- ・多くの方が参加できるよう、まちなか（屋外）で開催する文化芸術イベント

【対象とならない事業例】

- ・団体の通常活動や所属・招聘アーティストの発表が中心で、地域や他分野との連携の要素がない事業
- ・サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等
- ・宗教的活動、政治的活動
- ・既に企画制作されたパッケージを購入した展示・公演等
- ・展示物や制作物等の販売活動など営利を主な目的とするもの
- ・コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・国等の委託により実施する事業
- ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの

4 実施場所

主に福井県内（主たる事業の関連企画であれば県外での一部実施も可能）

5 助成金による支援

地域の魅力向上や地域課題の解決を目指す先駆的な取り組みに係る経費の一部を下表の区分により助成します。

助成区分	助成対象	助成限度額	助成率
プロジェクト支援	新たなアートプロジェクトとして他地域のモデルとなることが期待される文化芸術事業	500万円	3分の2以内
地域の魅力向上支援	地域の魅力向上に寄与する継続的な文化芸術事業	100万円	2分の1以内
スタートアップ支援	先駆的な事業の本格実施に向けて試行的に実施する文化芸術事業	30万円	2分の1以内

※助成金の額は、千円未満切捨てとし、助成区分ごとに設定する助成限度額を上限として、予算の範囲内で決定します。

※国および福井県の他の補助金と重複して助成を受けることはできません。

6 助成対象経費

別紙のとおり

7 助成金交付の対象となる事業期間

助成金支給決定日から令和7年2月28日（金）まで

※助成金支給決定日より前に支払った経費および着手した経費は助成対象となりません。

※事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合、内定通知日以降の活動への着手が可能となります。

※事業実施および支払等すべての手続きを期間内に完了してください。

※助成対象事業の完了を3月としたい場合は、別途ご相談ください。

8 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年3月12日（火）～令和6年3月29日（金）

※郵送の場合は当日必着。電子メールの場合は、当日17時まで。

(2) 説明会

令和6年3月16日（土）13:30～14:30 福井県生活学習館 学習室B1

※参加を希望される方は、[申込フォーム](#)より前日までに申し込みください

(3) 個別相談会

令和6年3月22日（金）までの間、個別相談会を開催します。

参加を希望される方は、[予約フォーム](#)より、予約を行い、参加日の3日前までに下記連絡先あてに事前ヒアリングシートをご提出ください。

【実施方法】以下のいずれかの方法をお選びください。

①対面相談（場所：ハーモニーホールふくい）

②オンライン相談（Z o o m利用）

【詳細】事業団ホームページをご確認ください。

<https://www.fukui-culture.or.jp/news/archives/39>

【問合せ先】（公財）福井県文化振興事業団アート振興部

Mail：geibun@hhf-cf.or.jp

Tel：0776-38-8288（代表） Fax：0776-38-8285

(4) 提出書類

- ・事業計画書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・団体の会則、定款および役員名簿、活動実績がわかる資料

(5) 提出方法

電子メールでの提出を基本としますが、郵送での提出も受け付けます。

(6) 提出先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話番号：0776-20-0582

E-mail：bunka@pref.fukui.lg.jp

9 審査

(1) 審査方法

外部有識者による審査会において審査を行います。

区分	審査方法
プロジェクト支援	<u>プレゼンテーション審査</u> 4月に開催する審査会で審査します。審査会では15分程度の事業説明と質疑応答の場を設けますのでご出席ください。審査会の日時等詳細は別途応募者にお知らせします。
地域の魅力向上支援 および スタートアップ支援	<u>書面審査</u> 提出された書類をもとに審査を行います。

(2) 審査のポイント

- ・目的性 : 地域の文化資源を活用し、地域文化の発信や新たな地域文化の創造に取り組む内容か。課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく活動か。
- ・計画性、継続性 : 事業のスケジュールや規模、目標は適正かつ実現可能なものか。協賛金や民間からの補助金など、本助成金以外の財源を得る努力をしているか。法人格を有するなど組織体制が確立し、活動の継続性が期待できるか。

- ・地域性 : 地域を巻き込んだ取り組みで、関連する団体や企業と協働して取り組む内容となっているか。
- ・波及性、話題性 : 地域の魅力を発信し、同分野や他地域のモデルとなるなど、有益な社会変化が期待される取り組みか。話題性があり、集客が見込める内容か。
- ・創造性、新規性 : 創造性・新規性のある内容か。

(3) 審査結果

- ・審査結果は、4月下旬頃に電子メール等でお知らせします。
- ・助成金の額は、予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が助成金の額に反映されるため、必ずしも助成希望額が助成されるわけではありませんので、予めご承知おきください。
- ・審査の経過、結果についてのお問合せには応じられませんので、予めご承知おきください。

10 スケジュール

1	募集期間	令和6年3月12日(火)～3月29日(金)
2	説明会	令和6年3月16日(土)
3	審査会	令和6年4月20日(土)
4	内定通知	令和6年4月下旬頃
5	助成金支給申請	令和6年4月下旬～(内定通知以降)
6	交付決定	令和6年4月下旬～

- ・内定団体には(公財)福井県文化振興事業団(以下「事業団」)から助成金支給マニュアルおよび助成金支給申請に必要な様式を送付します。内定以降の手続きについては、事業団が窓口となりますので、内定団体は事業団が指定する期日までに、支給申請書を提出してください。

- ・事業内容等について、審査の結果、条件付きの内定となった場合、事務局との協議のうえ、必要な変更を反映してその後の申請を行ってください。

- ・事務手続きの流れは下記の通りです。

- ①応募者→県 : 応募書提出
- ②県 : 審査会で審査
- ③県→応募者 : 内定通知(事業団から支給申請様式を送付)
- ④応募者→事業団 : 支給申請書提出
- ⑤事業団→応募者 : 支給決定通知発行
- ⑥応募者 : 事業実施

1.1 事業実施にあたっての注意点

事業実施に際しては、この募集要項と併せて、「よくある質問と回答」をよくお読みください。また、採択された団体に対して事業団から送付する「アートプロジェクト支援事業助成金支給要項」および「令和6年度アートプロジェクト支援事業助成金支給事務マニュアル」をよくお読みください。

(1) 事業内容の公表

- ・内定した事業については、団体の名称、事業の概要等を県や事業団のホームページ・SNS等にて情報発信させていただきます。事業実施時の関係者による視察や写真の提供にご協力ください。

(2) ロゴマーク、事業名の明記

- ・事業を実施する際、助成事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に、本助成制度のロゴマークを掲載してください。ロゴマークの掲載が難しい場合は、助成事業名「令和6年度福井県アートプロジェクト支援事業助成金」を掲載してください。なお、ロゴマークのデータは後日、事業団のホームページへ掲載します。

【ロゴマーク】



Fukui Art Project



Fukui Art Project

(3) 助成金の返金・減額

- ・助成金の支給後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違する点のあることが判明した場合、また交付要綱等や法令に違反した場合は、支給決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(4) 経過報告および実績報告

- ・活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて適宜報告をしていただきます。
- ・事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書および会計書類の提出をしていただきます。

(5) 会計書類の収集・保管

ア 支払い関係書類の収集

- ・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類（領収書または請求書と金融機関振込明細票のセット）の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し、予め支払い関係書類を収集してください。

- (i) 支払関係書類に記載の名称は、団体名と一致させること。(略称不可)
- (ii) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

※支払いに係る証拠書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管 [5年間]

- ・助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および支払関係書類(領収書、請求書、金融機関利用明細書等)を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください。

ウ 帳簿および支払に係る証拠書類の調査

- ・助成対象事業が適正に遂行されているかを確認する必要がある時は、県および事業団関係者が助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させていただきます。

(6) 事業を変更・中止する場合

- ・事業内容を変更または中止する場合、原則として変更承認申請書等の提出が必要です。
- ・変更の承認を受けずに変更、中止した場合は、助成金の支払いができない場合がありますので、必ず事前に事業団へ報告してください。

(7) その他の支援

- ・事業団内に、県内の芸術文化活動者を対象とした無料相談窓口を設置しています。また、各分野の専門家に「芸術文化アドバイザー」の職を委嘱し、各事業への助言を行っています。(詳細につきましては、「福井県文化振興事業団」の[ホームページ](#)をご覧ください。)
- ・県が委嘱している地域おこし協力隊「アーティスト・サポーター」が活動の伴走支援を実施します。(事業内容・広報等に対する助言、事業の推進に必要なネットワーク形成支援、アーティストや地域との仲介支援、他事業との連携支援など)
- ・県内の芸術文化活動者を対象とした各種研修会や、活動者間の相互交流を図るための交流会、成果報告会を年に数回程度開催しますので、原則参加してください。
- ・また、年度末(2~3月頃予定)に助成制度の広報のため、成果報告レポートを作成しますので、活動報告および記録写真等の情報提供にご協力をお願いします。

12 お問い合わせ

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話番号：0776-20-0582

E-mail：bunka@pref.fukui.lg.jp

(別紙)

助成対象経費

費目	内容
制作費	作品等制作費、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
使用料	会場使用料（付帯設備費含む）、会場設営費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・楽器等運搬費等
人件費	事務整理・会場整理等賃金、労災保険料等 ※本事業で臨時に雇用する場合
保険料	展示品保険、イベント保険等
旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費等
著作権料	著作権料およびその手続きに要する経費
広告・印刷費	HP制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	消耗品費等

※注意事項

- ・助成対象経費は本事業の活動に要する経費として、明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限り、かつ、かつ。
- ・宿泊費については、1人あたり9,400円を上限として、実際に要した経費を対象とします（朝食代など飲食に係る経費は対象となりません）。
- ・報償費（謝金）については、別表の「謝金単価表」に定められた業務および金額に従い、支払われた謝金を対象とします。「謝金単価表」に定める金額を超える部分は対象外経費とします。
- ・社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。
- ・この表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。

助成対象とならない経費

- (1) 団体等の職員給与等人件費（社会保険料・通勤手当・期末手当等含む）
- (2) 団体等の維持管理費（事務所賃料、電話代、光熱水費、生活雑貨、事務機器、文房具等の事務用品、ウェブサイト管理料等）
- (3) 先進事例等の視察に係る旅費
- (4) 航空・列車・船舶運賃の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等）
- (5) 飲食費、交際費、レセプション費、タクシー料金、手土産代
- (6) 施設整備費
- (7) 事業が終了しても団体に残るもの（備品、楽器等）
- (8) コンクール、公募展に係る賞金、副賞、記念品代（賞状、表彰盾は可）
- (9) 印紙代、各種手数料（振込手数料、入場券販売手数料、代引手数料等）
- (10) 有料で配布する図録等の印刷費
- (11) クラウドファンディングの返礼品
- (12) 申請団体構成員にかかる経費（出演・出品料、謝礼、旅費等） など

(別表)

謝金単価表

(単位：円)

	区分	単位	基準単価	備考
1	会議出席謝金(1)(2時間以上)	日	22,700	審議会同等の会議に適用(会長クラス)
2	会議出席謝金(1)	時間	11,300	〃
3	会議出席謝金(2)(2時間以上)	日	19,600	審議会同等の会議に適用(委員クラス)
4	会議出席謝金(2)	時間	9,800	〃
5	会議出席謝金(3)(2時間以上)	日	14,000	協力者会議や懇談会等、政策への影響度が高い会合
6	会議出席謝金(3)	時間	7,000	〃
7	講演謝金	時間	11,510	講演会、講習会等において専門的なテーマで講演するもの
8	講義謝金(母国語)	時間	8,050	テキスト等を使用し、ある程度の知識がある者(実務担当者等)を対象に講義するもの
9	講義謝金(外国語)	時間	16,100	受講者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えたテキストを使用するもの
10	実技・指導等謝金(母国語)	時間	5,200	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導をするもの
11	実技・指導等謝金(外国語)	時間	10,400	受講者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えて教授・指導するもの
12	助言謝金(母国語)	時間	5,200	政策の立案の参考になるだけのものや、コメントを述べる程度のもの
13	助言謝金(外国語)	時間	10,400	助言を受ける者に合わせて日本語あるいは外国語に置き換えて助言するもの
14	作業補助等労務謝金	時間	1,210	雇用期間が継続2か月以内のもの(日額9,300円未満は税額0円、それ以上は日額表)
15	作業補助等労務謝金(2ヶ月超)	時間	1,210	雇用期間が継続2か月を超えるもの(月額88,000円未満は税額3.063%、それ以上は月額表)
16	司会・報告者謝金	時間	4,080	記念式典、研修集会等において司会もしくは事例発表等報告するもの
17	審査謝金(1)(2時間以上)	日	14,260	討論形式による選考会・書類審査(審査会)
18	審査謝金(1)	時間	7,130	〃
19	審査謝金(2)	時間	4,790	討論形式によらない書類審査
20	執筆謝金(母国語) 思想・文献等	枚	2,550	思想・文献・随想・提言等影響度が高いもの(日本語等:400字、英語等:200ワード)
21	執筆謝金(母国語)	枚	2,040	一般(日本語等:400字、英語等:200ワード)
22	執筆謝金(外国語) 思想・文献等	枚	6,420	思想・文献(日本語等:400字、英語等:200ワード)
23	執筆謝金(外国語)	枚	5,100	一般(日本語等:400字、英語等:200ワード)
24	グラビア作成謝金	頁	5,100	撮影において専門的技術及び知識・経験を求められるもの
25	校閲謝金(母国語)	枚	1,020	一般(400字)
26	校閲謝金(外国語)	枚	2,550	一般(300語)
27	対談・座談会出席謝金(2時間以上)	日	16,710	表紙等に掲載されたり、一般の会議等により積極的な発言を求められるもの
28	対談・座談会出席謝金	時間	8,360	〃
29	揮毫謝金	枚	220	氏名、日付程度の筆耕を依頼するもの
30	表紙・原画等揮毫謝金	枚	15,890	印刷物の表紙、原画(ポスターを含む)を依頼するもの
31	同時通訳謝金(英語)	日	93,500	午前または午後の拘束時間が4時間以内の場合は、半日料金。正午をはさむ場合は1日料金
32	同時通卓謝金(英語以外の外国語)	日	94,440	〃
33	逐次通訳謝金(英語)	時間	11,690	話者が2~3センテンス話し終えるごとに通訳するもの
34	逐次通訳謝金(英語以外の外国語)	時間	11,810	〃
35	翻訳謝金(和文英訳)	枚	6,250	和文→英文(200ワード)
36	翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,380	英文→和文(400字)
37	翻訳謝金(その他和訳)	枚	4,960	英文以外→和文(400字)
38	翻訳謝金(外国語間)	枚	6,820	外国文→外国文(200ワード)

(様式第1号)

令和6年度 アートプロジェクト支援事業助成金
事業計画書

1 申請者

団体名	
所在地	〒
代表者	役職： 氏名：
担当者連絡先	住所： 氏名： 電話： メール：

2 事業名

--

3 事業区分

※募集要項を参照の上、いずれか一つを選んでください。

	プロジェクト支援
	地域の魅力向上支援
	スタートアップ支援

4 事業費・助成希望額

※千円未満切り捨て

事業費	千円
助成希望額	千円

5 文化芸術分野と協働する分野

(1) 事業の文化芸術分野 (複数選択可)

	音楽 ()		美術 ()
	工芸 ()		演劇 ()
	文芸 ()		舞踊 ()
	映像 ()		デザイン ()
	建築 ()		歴史 ()
	伝統芸能 ()		生活文化 ()
	その他 ()		

(2) 事業で協働する分野（複数選択可）

	観 光		地域振興・まちづくり
	産業・ものづくり		国際交流
	医療・福祉		教育・子育て
	環 境		防 災
	スポーツ		農 業
	その他（ ）		

6 事業内容

(1) 事業期間

事業着手予定日：令和 年 月 日

事業完了予定日：令和 年 月 日

※事業着手は支給決定日（内示日）以降となります。

※令和7年2月末までに全ての支払いを終えて、実績報告が必要となります。

(2) 事業の概要（200字以内で記載してください）

①概要（事業概要、事業コンセプトを2～3行で簡潔に記載してください）

②事業目的（この事業で達成したいこと、解決したい地域課題、事業の必要性など）

③地域の魅力向上のための取り組み（文化資源の発信、新たな地域文化の創造など）

④地域住民や団体、企業などと協働するため、どんな仕組みや工夫を行うか

⑤事業の特徴（新しい取り組み、波及性、関連事業との連携など）

（3）事業の詳細

①事業内容

②実施会場

③対象者（誰を対象に事業を実施するか）

④広報計画（広報媒体や周知方法などを具体的に記載してください）

⑤期待される事業効果（関係人口の創出、地域の魅力向上、地域課題解決につながる内容）

⑥昨年度の実績（昨年度も実施している場合、日時や参加人数等の実績を記入）

7 事業スケジュール（本番までの準備予定なども記載ください）

年月日	実施内容

8 成果目標

(1) 事業により達成したい目標、目標値を設定してください。

達成したい目標	目標値	目標の説明
1. 参加者数 (うち県外の参加者)	人 (人)	
2. 実施者数 (活動者数)	人	
3. その他 ()		

(2) 目標達成の検証方法、把握方法を記載してください。(200字以内)

--

9 将来ビジョン

令和7年度以降の事業計画、将来ビジョンを記載してください。(300字以内)

(継続的な実施を予定、発展的な取り組みを計画など)

--

10 本事業で連携する団体（自治体、企業、団体などと連携する場合は内容を記載）

団体名	業種・分野	本事業における役割・業務

11 本事業に係る団体の人員体制（企画、会計の責任者などの運営体制）

従事者の氏名	役職	本事業における役割・業務

12 事業に対する他の補助金・助成金等申請状況

事業に関する内容で、他の補助金・助成金等に申請している場合は申請状況を記載してください。申請予定の場合も記載してください。

補助金・助成金等名称	事業者名（例：〇〇財団等）	申請状況
		確定・申請中・予定
		確定・申請中・予定
		確定・申請中・予定

※国および福井県の補助金と重複して助成を受けることはできません。

13 団体プロフィール

団体名	
設立時期	
目的	
沿革	
会員数	
主な活動実績	
ホームページ	
SNS	Instagram : Facebook : X (旧 Twitter) : YouTube :

(添付書類)

- ・団体会則・定款、役員名簿を添付してください。
- ・これまでの活動実績がわかる資料（写真、チラシ、新聞記事）がありましたら、電子データで提出してください。

収支予算書

事業名	
団体名	
事業区分	(i) プロジェクト支援
支給上限額 (円)	5,000,000
支給率	対象経費の2/3

1. 収入の部

(単位：円)

費目	予算額	積算内訳	備考
自己資金			
地方公共団体からの補助金・助成金			
民間団体からの助成金			
寄附金・協賛金			
事業収入			
その他			
小計 (A)	0		
助成希望額 (B) ※ (千円未満切捨て)		OK	
収入計 (C) = (A) + (B)	0		

※助成希望額(B)は (対象経費(D) - 地方公共団体からの補助金・助成金) × 助成率以内の金額としてください。

2. 支出の部

(単位：円)

	費目	予算額	内容	備考
対象 経費	制作費			
	報償費			
	委託費			
	使用料			
	通信・運搬費			
	人件費			
	保険料			
	旅費			
	著作権料			
	広告・印刷費			
	消耗品費			
	対象経費計 (D)	0		
対象 外 経 費	食糧費			
	その他			
	対象外経費計 (E)	0		
	支出計 (F) = (D) + (E)	0	OK	

※収入計 (C) = 支出計 (F) となるように記入してください。

令和6年度 アートプロジェクト支援事業助成金 よくある質問と回答

No.	質問	回答
【対象となる活動、対象者】		
1	対象となるのはどのような事業ですか？	募集要項の「3 対象となる事業」に記載のとおり、地域の魅力向上や地域課題解決に寄与する事業で地域住民や団体、企業など様々な組織と連携・協働を行うものを対象としております。その他の要件や対象とならない事業についても明記していますので、よくご確認ください。
2	対象とならない事業例に「団体の通常活動や所属・招聘アーティストの発表が中心で地域や他分野との連携の要素が少ない事業」とありますが、どんな活動ですか？	本事業は、地域の魅力向上や地域課題解決に寄与する事業で、地域住民や団体、企業など様々な組織と連携・協働した取り組みを支援します。そのような観点がない事業、考えにくい事業は対象となりません。 ＜考えられる例＞ 対象：団体内にとどまらず、住民や地域の団体などと協働で地域の課題解決を目指す活動 対象外：自主公演や発表会のみで終始する活動
3	応募資格の福井県内に主たる活動拠点を置くとはどのような状態を指しますか？	団体の本部が福井県内に拠点を置いている状態を指します。
【助成対象期間】		
4	対象となる事業期間はいつからいつまでですか？	支給決定日（内定日）から原則令和7年2月末です。2月末までに事業実施および支払等すべての手続きを終える必要がありますので、ご注意ください。
5	支給決定通知日（内定日）よりも前に支払った経費も対象になりますか？	支給決定日（内定日）以降の活動が助成対象となります。支給決定日（内定日）よりも前に支払った経費および着手した経費は助成対象となりません。
【助成金の交付、対象経費】		
6	事業収入が予算額より増えた場合、助成額はどうなりますか？ また、繰越は可能ですか？	予算額よりも収入が増えた場合は、助成金額が減額します。助成金の繰越は認められません。
7	助成対象経費は「証拠書類によって金額等が確認できるもの」とされていますが、証拠書類とはどういったものですか？	「領収書」または「請求書と金融機関振込明細票のセット」の写しが必要となります。 上記書類には、 ・支払関係書類に記載の名称は、団体名と一致 ・発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていることを確認してください。 活動終了後に証拠書類として提出していただきます。

令和6年度 アートプロジェクト支援事業助成金 よくある質問と回答

No.	質問	回答
8	業務委託は総事業費の何割まで可能ですか？	委託費の割合に定めはありませんが、事業内容に応じ、金額の妥当性を判断しますので、委託費は「一式」とせず、積算内訳にその内訳をできる限り記載してください。なお、助成事業の全部またはその主たる部分を委託することは認められません。
9	申請団体・グループメンバーへの業務委託費などは助成対象となりますか？	申請団体・グループメンバーへ発注する経費は助成対象となりません。
10	申請団体・グループメンバーが所有する施設に対して会場使用料を支払うことはできますか？	申請団体・グループメンバーが所有する施設等の会場使用料は助成対象となりません。
11	人件費は計上できますか？ また、人件費に係る社会保険料は計上できますか？	助成対象事業に従事する者を臨時に雇用する場合に限り、賃金・社会保険料などを計上することができます。団体等の職員の給与、社会保険料、各種手当などの人件費は助成対象外です。
12	振込手数料は対象になりますか？	振込手数料は助成対象となりません。
13	消耗品とはどのようなものですか？	助成対象事業を行うために必要な物品であり、耐用年数が1年未満のもので、事業終了後に団体の資産とされないものを指します。なお、事業の内容に応じて、必要性・妥当性を判断します。
14	消耗品費でパソコンやタブレットを購入することはできますか？	汎用性があり本事業の目的以外に使用が可能な物品は助成対象となりません。また、社会通念上高額な備品と考えられる物品は、審査により助成対象から除外します。
15	会食、弁当、飲料等は助成対象となりますか？	飲食に係る経費は助成対象となりません。
16	招へいするゲストが宿泊する際の朝食代は助成経費となりますか？	飲食に係る経費は助成対象となりません。

令和6年度 アートプロジェクト支援事業助成金

よくある質問と回答

No.	質問	回答
17	宿泊費に朝食代が含まれている場合は助成対象となりますか？	飲食に係る経費は助成対象となりませんので、朝食相当分を除いた金額が助成対象となります。
18	図録や記録動画を販売してもよいですか？	販売活動を行う予定がある場合は、その売上金額を収支予算書の事業収入に計上してください。制作物には本助成制度のロゴマークやクレジットを掲載いただきますので、事前に相談ください。なお、有料で配布する図録等の製作に係る費用（印刷費等）は助成対象となりません。
19	販売目的の商品（グッズ等）のデザイン費や製作費は助成対象となりますか？	販売する商品自体の製作に係る費用は助成対象となりません。ただし、商品のデザインやコンサルティング等に係る費用は対象となる場合がありますので、個別に相談ください。
20	ガソリン代は助成対象となりますか？	ガソリン代は助成対象となりません。
21	展示・発表会場の施設整備に係る費用は助成対象となりますか？	施設整備費は助成対象となりません。
22	雨天により事業が中止となった場合の助成金はどうなりますか？	中止を決定した日付までに実施した事業や準備経費は助成対象と認められる場合があります。そのため、中止の判断をする際には、事前に相談ください。
【その他】		
23	申請額どおり助成されるのですか？	審査会により事業内容を審査した上で、予算の範囲内で助成対象事業を決定します。内容によっては、不採択となる場合や申請額どおり助成されない場合もありますので、予めご了承ください。
24	今回の募集で採択されると、翌年度以降も採択されますか？	今回の募集で採択を受けても、令和7年度以降の採択や助成金交付を保証するものではありません。また、昨年度採択されても、今回は不採択となる場合もあります。来年度以降の助成金の有無は未定です。
25	他の助成金との併願は可能ですか？	国および福井県の他の補助金との併願はできませんが、市町の補助金、民間団体の助成金との併願は可能です。ただし、併願する他の助成制度が当助成制度との併用を認めているかは、事前に先方に確認ください。
26	事業内容を変更することは可能ですか？	事業の根幹に関する変更はできませんが、軽微なものなど内容によっては可能です。内容を変更する場合は、変更申請が必要になりますので、事前に相談ください。